

協力



発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2018年6月1日

● 経営コンサルティング ● 相続 ● 会計 ● 相談

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
代表社員 税理士	小林 政 仁	税理士	須 賀 保 雄
		税理士	齋 藤 利 文

社報タイトル「協力」は社内で掲げる平成30年の標語です。

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

7月の税務



1. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
2. 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月17日
3. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
4. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日



(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

5. 5月決算法人の確定申告
＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
納期限…7月31日
6. 11月決算法人の中間申告
＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
申告期限…7月31日
7. 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
＜消費税・地方消費税＞
申告期限…7月31日
8. 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)＜消費税・地方消費税＞
申告期限…7月31日





電子申告の義務化

平成 30 年度税制改正により「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、電子申告により提出しなければならないこととされました。

1. 対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

2. 対象法人

(1) 法人税及び地方法人税

① 内国法人のうち、その事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人

② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

(2) 消費税及び地方消費税

(1)に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

3. 適用日

平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

なお、上記対象となる法人が、法定納期限までに電子申告ではなく、書面にて申告書を提出した場合、その提出された申告書は無効として取り扱われ、無申告加算税の対象となってしまいます。

今後、中小法人にも電子申告の義務化が予想されますので、まだ電子申告をされていらっしゃらないお客様は、早めに担当者までお申し付けください。

アロマセラピー (癒し)

毎日の生活の中で、仕事や人間関係などで現代社会にはストレスが付き物です。

ストレスは気持ちの問題だからと放っておくと、体全身に思わぬ不調を招くことになります。

ストレスの解消法は、人それぞれ違いますので自分なりの解消法を見つけることが大切だと思います。



ラベンダー (さわやかでフローラルな香り)

心：深いリラックスや安眠したいときに。

体：頭痛や筋肉痛、胃痛、免疫力強化に。

肌：火傷の手当、ニキビや傷の回復、スキンケア、ヘアケアに。

オレンジ・スイート (果実そのままのスイートな香り)

心：気分を明るくしたい、また、ぐっすり眠りたいときに。

体：下痢や便秘、食欲がないときに。

肌：肌を整えたいときに。



所員 瀧澤 基子